

(参考資料)

【取扱注意】藤枝市 遠隔臨場 Q&A

1. 対象

Q. 対象とする案件は？

A. 原則として、都市建設部局及び環境水道部等の本市が発注する全ての工事及び業務委託を対象とし、受発注者間の協議により活用可能です。

このため、全ての工事及び業務委託へ特記仕様書の添付をお願いいたします。ただし、監督員の施工箇所への移動時間の削減による業務改善が見込めない、あるいは、施工箇所の通信環境が整っていないと判断される工事及び業務委託については、この限りではありません。

Q. 低入札工事の複数監督員による段階確認・立会いにも活用可能か？

A. 活用可能です。ただし、原則として監督員のうち1名は現地に臨場してください。

Q. 業務委託では、どのような業務での活用が考えられるか？

A. 土質・地質業務委託における検尺や、除草業務委託における出来形確認など、受注者が撮影した映像により、必要とする情報が確実に入手できる案件に限り、実施することが可能です。

例えば、土質・地質業務委託において、単純にロッド長を計測・確認を目的とした検尺については、遠隔臨場を行うことが可能ですが、支持地盤や土質の変化位置の確認等は、映像での判断が難しいことから、現地での臨場としてください。

Q. 「検査」は、どのような場合に適用できるのか？

A. 検査員が検査に必要な情報が得られると判断した場合に限り適用可能としています。

ただし、標尺の目盛を読む必要があるレベル測量やカメラの性能上確認困難な暗部の測定、手触りや音等による確認・判断を要する検査、出来ばえの確認が必要な検査など、遠隔モニターでは必要な情報確認が十分に見込めず、合否判定や成績評価が適切に行えない場合には適用できません。

Q. 特記仕様書の添付されていない工事及び業務委託は、適用できないのか？

A. 受注者と協議の上、指示書等で変更となった特記仕様書を適用していただければ活用可能です。

Q. 既契約工事に対しても、今回の改定内容は活用可能か？

A. 受注者と協議の上、指示書等で変更となった特記仕様書を適用していただければ活用可能です。

2. 事前準備

Q. 確認する内容、項目の設定は？

A. 映像と音声により、立会・段階確認及び検査に必要な情報が確実に入手できると判断されるものについて実施してください。

Q. 遠隔臨場の実施前に行うことは？

A. 受注者は、実施に先立ち、監督員と遠隔臨場の日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーション又はサービス）、その他必要な事項について調整してください。電話やメール等での調整を可とします。

なお、これまで、受注者が遠隔臨場の実施に先立ち行っていた実施計画の作成と、施工（業務）計画書への実施計画の記載は、省略とします。

Q. 確認できなかった場合の対応は？

A. 遠隔臨場を取りやめ、従来の臨場を行うこととしています。

3. 実施記録

Q. 実施されたことの記録は？

A. 受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとします。

なお、動画の提出は、不要です。

遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて、黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行ってください。

【方法1：履歴キャプチャの場合】

実施記録① 履歴キャプチャ

履歴画面のキャプチャを行い、提出してください。
遠隔臨場の**動画**の提出は**不要**です。

①履歴キャプチャと②監督員等の映像を含む写真は選択（どちらかひとつあればよい）

端末の通話履歴



サービスの利用履歴

From: MM/DD/YYYY To: 01/02/2018 Search by: Host						Search	Export
2.7 GB (96 MB used) of 97.66 TB						Delete Selected	Delete All
		Host	Topic	ID	Start Time	File Size	
☐		00000000000000000000	00000000000000000000	00000000000000000000	Jan 02, 2018 16:48	2 Files (197 KB)	Delete
☐		00000000000000000000	00000000000000000000	00000000000000000000	Jan 02, 2018 11:16	2 Files (9 MB)	Delete
☐		00000000000000000000	00000000000000000000	00000000000000000000	Jan 02, 2018 07:55	2 Files (153 KB)	Delete
☐		00000000000000000000	00000000000000000000	00000000000000000000	Jan 01, 2018 09:10	2 Files (127 KB)	Delete
☐		00000000000000000000	00000000000000000000	00000000000000000000	Dec 31, 2017 16:47	2 Files (368 MB)	Delete
☐		00000000000000000000	00000000000000000000	00000000000000000000	Dec 31, 2017 16:44	2 Files (19 MB)	Delete

<留意点>

- 端末の通話履歴では、「今日」「昨日」と表示される場合がある
- サービスの利用履歴はライセンスが必要（有料）な場合がある

【方法 2：監督員又は検査員の映像を含む写真の場合】

実施記録② 監督員又は検査員の映像を含む写真

遠隔臨場を行った証拠として、**1枚**撮影を行い、提出してください。
内容記録は、写真撮影の方法のとおり監督員等を含める必要はありません。

①履歴キャプチャと②監督員等の映像を含む写真は選択（どちらかひとつあればよい）

通信中の画面キャプチャ



ビデオ通話アプリで監督員又は検査員の画面を表示させた状態でキャプチャ撮影する。

<留意点>

- 電子黒板ソフトウェアが利用できない場合がある

端末の画面を含めて撮影



ビデオ通話アプリで監督員又は検査員の画面を表示させた状態の端末を含めた写真を撮影する。

<留意点>

- 屋外では、画面表示が不鮮明となる場合がある

4. 機材等

Q. 使用するアプリケーション（サービス）は？

A. 指定はありません。アプリケーションについては iPad 等で通信可能なものであることを要件としており、FaceTime または Zoom 等を想定しています。詳細については、受発注者間の協議により決定してください。

5. 費用負担

Q. 遠隔臨場に係る費用の計上は別途行うか？

A. 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費の率分（業務の場合は諸経費）に含まれるものとし、別途計上はしません。

6. 試行の検証

Q. 具体的にどのような調査を予定しているか？

A. 実施件数の調査（年 2 回、発注者を対象）及び課題点の抽出の為のアンケート調査（年 1 回、受発注者双方を対象）を予定しています。